

青森市ツキノワグマの出没に関する対応マニュアル

環境部 環境保全課

浪岡振興部 市民課

農林水産部 農業政策課

(総則)

第1 ツキノワグマ（以下「クマ」という。）の出没時における市の対応は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（以下、「鳥獣保護管理法」という。）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）、青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和34年青森県規則第38号）、青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）及び刑法（明治40年法律第45号）の他、このマニュアルによるものとする。

(対応部課等)

第2 対応部課は、クマの出没地区ごとに、次表のとおりとする。

	出没地区	対応部課
一	青 森 地 区	環境部 環境保全課
二	浪 岡 地 区	浪岡振興部 市民課

一 関係機関等は、次表のとおりとする。

関係機関名	役割等
農林水産部農業政策課	・ 農作物被害対応（注意喚起対応除く） ・ 緊急時対応における支援（環境保全課が要請した場合）
環境部内各課	・ 緊急時対応における支援（環境保全課が要請した場合）
庁内関係各課（総務部管財課外）	・ 所管施設への注意喚起等
青森県猟友会東青支部 青森県猟友会浪岡支部	・ 追払い、捕獲等
青森県自然保護課 青森県東青農林水産事務所林業振興課	・ 市への指導、助言 ・ 麻酔銃猟の許可（自然保護課）
青森警察署 青森南警察署	・ 現場確認、パトロール等 ・ 緊急時の通行止め等住民の安全確保等 ・ 警察官職務執行法による発砲指示

青森消防本部	・ 人身被害発生時の救急搬送対応
環境省東北地方環境事務所	・ 国指定十和田鳥獣保護区、十和田特別保護地区における捕獲許可等 ・ 危険猟法の許可
農林水産省林野庁東北森林管理局青森森林管理署	・ 国有林における入林届受理等

(通常時の対応)

第3 市は、次の各号に掲げる事態の発生時において、可能な限り速やかに、当該各号に掲げる対策及びクマ目撃注意喚起対応フロー（別紙1）のとおり実施するものとする。

一 クマ目撃等の情報が寄せられた場合（注意喚起）

① 目撃者又は警察署からの情報入手（様式については別紙2のとおり）

- ・ 通報者の情報（住所、氏名、電話番号）
- ・ 目撃日時
- ・ 目撃場所
- ・ クマの頭数、体長
- ・ 目撃時の状況
- ・ 被害状況

② 近傍住民等への周知

ア 青森地区

- ・ クマ目撃地点近傍に民家等が存在する場合は、注意喚起チラシを作成し、每户配布または町会等を通じて配布するとともに、状況に応じて警察署や関係団体と連携し、注意喚起及びパトロールを行う。

イ 浪岡地区

- ・ 防災行政無線を活用し、近傍住民等への周知を図るとともに、状況に応じて警察署や関係団体と連携し、注意喚起及びパトロールを行う。

ウ 青森地区・浪岡地区共通

- ・ 市ホームページ（クマ出没マップを含む）及びSNSにより市内全域における目撃情報を発信する。

③ 看板の設置

状況に応じて、クマ目撃地点近傍に注意喚起用看板を設置する。

④ 関係課等への情報提供

ア 青森地区

- ・ 総務部管財課
- ・ 総務部危機管理課
- ・ 企画部広報広聴課

- ・ 市民部生活安心課
- ・ 農林水産部農業政策課
- ・ 農林水産部農地林務課
- ・ 経済部観光課
- ・ 経済部地域スポーツ課
- ・ 都市整備部建築指導課
- ・ 都市整備部公園河川課
- ・ 都市整備部用地課
- ・ 教育委員会事務局総務課
- ・ 教育委員会事務局指導課
- ・ 教育委員会事務局文化学習活動推進課
- ・ 教育委員会事務局文化遺産課
- ・ 教育委員会事務局学務課
- ・ 企業局水道部総務課
- ・ 企業局水道部営業課
- ・ 子ども未来部子育て支援課
- ・ クマ目撃地点近傍に公共施設等がある場合は、その施設の所管課
- ・ 青森県環境エネルギー一部自然保護課
- ・ 青森県東青農林水産事務所林業振興課
- ・ 市政記者会

イ 浪岡地区

- ・ 浪岡振興部総務課
- ・ 浪岡振興部健康福祉課
- ・ 浪岡振興部都市整備課
- ・ 農林水産部農業政策課
- ・ 農林水産部農地林務課
- ・ 教育委員会事務局浪岡教育課
- ・ クマ目撃地点近傍に公共施設等がある場合は、その施設の所管課
- ・ 青森県環境エネルギー一部自然保護課
- ・ 青森県東青農林水産事務所林業振興課
- ・ 市政記者会

二 農作物（養蜂箱を含む。以下同じ。）に被害が及んだ場合や人畜に被害のおそれがある等の事案の判断

① 事案の判断

クマ目撃捕獲対策フロー（別紙３）のとおり状況調査及び青森県猟友会東青支部（浪岡地区にあっては、青森県猟友会浪岡支部。以下「猟友会」という。）による

被害現場調査を通じた見解から、一過性事案か継続事案かを判断する。

一過性事案と判断された場合には、爆竹等の使用等、クマの追払い対策を実施するとともに、第一号に掲げる対策を実施するものとする。

継続事案と判断された場合には、第三号に掲げる対策を実施するものとする。

三 農作物に重大な被害が及んでいる、若しくはそのおそれがある場合、又は住宅地近傍において人畜に被害が及んでいる、若しくはそのおそれがある場合（通常時捕獲）

① 事案の判断

第二号において、継続事案と判断された場合、クマ目撃捕獲対策フロー（別紙３）のとおり、捕獲を実施するものとする。

② クマの捕獲

猟友会に箱わなによるクマの捕獲を依頼する。

③ 許可申請等

②と並行して、鳥獣保護管理法に規定する鳥獣捕獲等許可申請及び鳥獣捕獲等許可に係る事務手続を進める。

④ 注意喚起及び関係課等への情報提供

地区住民への注意喚起及び関係課等への情報提供については、第一号に掲げる対策を実施するとともに、状況に応じて広報車巡回（浪岡地区にあっては、防災行政無線）により更なる注意喚起を行う。

⑤ 捕獲の体制

箱わなは、３０日間を目処に設置し、設置中は週２回程度、猟友会がその状況を確認するものとする。

箱わなを３０日間設置しても捕獲に至らない場合は、再度、第二号①に掲げる事案の判断を行い、捕獲の継続の有無を決定する。

（クマの処分）

第４ 捕獲したクマについては、動物園への譲渡等、可能な限り生存の方策を探るものとし、それがかなわない場合に限り、殺処分とする。

２ クマの死骸の処分については、次のとおりとする。

① 青森地区

一般廃棄物最終処分場への埋立処分とする。

② 浪岡地区

黒石地区清掃施設組合環境管理センターでの焼却処分とする。

３ 人身被害が発生した場合、捕獲したクマが、人身被害を与えた個体であるかどうかの確認の実施について検討する。

(緊急時の対応)

第5 通報時、現にクマが民家等の建物に侵入するなどし、人身被害が及んでいる、又はそのおそれがあるなど緊急性が高い場合には、クマ目撃捕獲対策フロー（別紙3）のとおりに警察署及び青森県東青農林水産事務所林業振興課と連携し、状況に応じて広報車巡回（浪岡地区にあっては、防災行政無線）により更なる注意喚起を行うなど速やかに市民への周知・避難誘導等を実施し、猟友会に出動を依頼し追払いを実施するとともに、箱わなによる捕獲及び銃による緊急捕獲について検討する。

2 箱わなによる捕獲に当たっては、鳥獣保護管理法に規定する鳥獣捕獲等許可申請及び鳥獣捕獲等許可に係る事務手続をとるものとする。

3 住宅街等における銃猟による緊急捕獲に当たっては、警察官職務執行法第4条第1項に基づく警察官の指示（命令）が必要となるため、警察署と協議の上、緊急捕獲を実施する。

ただし、警察官よりも先に猟友会の会員が現場に臨場する事態も予測されるところ、当該猟友会の会員の判断により、緊急避難（刑法第37条第1項）の措置としてクマ等を猟銃を使用して捕獲することも行い得る。

【参考】

○住宅街等

「住宅街等」とは、鳥獣保護管理法第38条第2項により銃猟が制限されている地域、すなわち、住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（住居集合地域等）を指す。

住居集合地域等の判断基準は、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律違反被告事件の最高裁判所の判例（平成9（あ）1299）において「人家稠密ノ場所」と判断された「人家と田畑が混在する域内にあり、発射地点の周囲半径約200メートル以内に人家が約10軒あるなどの状況が認められる地域」を参考とする。

○警察官職務執行法第4条第1項

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

〇刑法第37条第1項

自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

- 4 八甲田地区などの国指定十和田鳥獣保護区、十和田特別保護地区における捕獲にあたっては、環境省へ捕獲許可申請を行うとともに、青森森林管理署へ入林届などの手続を実施する。
- 5 緊急捕獲したクマは、第4第2項の規定に従い処分する。
- 6 人身被害等が発生した場合は、適宜市政記者会への注意喚起情報提供の実施に努める。

附則

（実施期日）

このマニュアルは、平成21年8月10日から実施する。
このマニュアルは、平成29年4月20日から実施する。
このマニュアルは、平成30年4月16日から実施する。
このマニュアルは、令和3年1月27日から実施する。
このマニュアルは、令和3年4月1日から実施する。
このマニュアルは、令和4年4月1日から実施する。
このマニュアルは、令和5年4月1日から実施する。
このマニュアルは、令和7年4月1日から実施する。